

新規	更新	変更	指令川道管第	号
			年 月 日	

道 路 占 用 許 可 書

住 所 _____

氏 名 _____

担当者 _____

連絡先(電話) _____

道路法第32条の規定により下記のとおり許可します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	川口市道	第	号線、	号線
	場 所	①川口市 ~ ②川口市 ~			
占 用 物 件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 間				占用物の構造
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 間				工事実施の方法
道 路 の 復 旧 方 法	市の指示どおり 仮復旧 令和 年 月 日 1 全面 2 原形 本復旧 令和 年 月 日 3 協議 ()				添 付 書 類
占 用 料	算 定 基 礎				1 案内図 2 道路現況調書 3 平面図及び断面図 4 占用物件の構造図等 5 掘削断面図及び復旧図 6 その他
				備考	道調番号 上 下

ただし、次の条件を守ること。

1 一般条件(裏面記載のもの。)

2 特別条件 _____

指令川道管第 号

令和 年 月 日

川 口 市 長 奥ノ木 信夫



上記、一般条件及び特別条件を遵守しないときは、
この許可を取り消します。

道路占用についての一般条件

道路占用許可（以下「占用許可」という。）を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- 1 占用許可を受けた者は、滞なく所轄警察署長に道路使用許可を申請し、その許可を受けた後、工事に着手すること。
- 2 占用工事の着工に際しては、あらかじめ市長に届け出、係員の立会いを求めて指示を受け、完成の際は、検査願を市長に提出し検査を受けること。
- 3 工事は許可書のとおり施工すること。なお、工事中に占用位置又は土被り等に支障を生じ、許可書のとおり施工できないときは、直ちに工事を中止し、市長の指示に従い、新たに道路占用許可（変更）申請書を提出すること。
- 4 占用物件の設置に当たっては、沿道利害関係者との間に紛争を生じないように十分打合せの上施工すること。
- 5 工事施工に際しては、工事標示板を占用区域又はその付近の見やすい場所に掲出し、工事完了後は、占用物の見やすい場所に占用許可年月日、占用許可指令番号、占用目的、占用許可期間、占用許可面積並びに占用者の住所及び氏名を表示した標札を掲出すること。
- 6 工事施工中は、交通整理員、簡易信号機等により交通の安全を確保し、特に夜間における工事については赤色注意灯を設置するなど必要な措置を講じ、交通保安について万全な対策を講ずること。
- 7 占用工事に係る市民からの苦情等は、着工の日から完成の日までの間は、一切占用者においてその解決に当たること。
- 8 占用物件は、道路管理上及び一般交通上支障を来さないよう、常に良好な状態で維持管理すること。
- 9 この占用許可により得た権利を他人に譲渡するときは、川口市長に届け出ること。
- 10 占用の期間が満了するとき、又は占用を廃止するときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従い道路を原状に回復すること。
- 11 占用者が住所若しくは名称を変更したとき、又は占用の期間を変更しようとするときは、遅滞なく市長に届け出ること。
- 12 占用期間満了後引き続き占用しようとするときは、期間満了の日の20日前までに、申請書を提出して、市長の許可を受けること。
- 13 道路管理者が必要と認めるとき、又は道路に関する工事施工のため支障があるときは、この占用許可を取り消し、又は占用物件の移設、改築、除却若しくは原状回復を命ずることがある。この場合の費用については、占用者の負担とする。
- 14 道路管理上の必要により行う市長の指示命令に従うこと。
- 15 占用又は占用工事が原因で第三者に損害を与えたと道路管理者が認めた場合は、占用者の責任で一切の解決にあたること。
- 16 前各項のほか、道路法、同法施行令、川口市道路河川占用料条例及び川口市道路占用規則を遵守すること。

以上